

○ 会 議 録

会 議 名	令和6年度 第2回基山町まちづくり推進審議会			
開催年月日	令和6年11月6日			
開催場所	基山町役場2階202会議室			
開閉会日時	開会	令和6年11月6日 午後2時		
	閉会	令和6年11月6日 午後3時		
出席者並びに 欠席者 出席9名 欠席0名	氏 名	出・欠	氏 名	出・欠
	渡瀬 浩介	出	松石 英次	出
	松隈 美津子	出	鳥飼 善治	出
	河野 保久	出		
	品川 和子	出		
	古賀 徹	出		
	大山 美佐邦	出		
	福永 真理子	出		
会議録署名人	渡瀬 浩介 大山 美佐邦 福永 真理子			

～14時開会～

令和6年度 第2回基山町まちづくり推進審議会 会議録

1. 議事

基山町まちづくり基金事業補助金の特例継続事業について

2. 報告事項

令和6年度の町民提案・回答状況について

3. その他

次回開催日程について

【事務局】 令和6年度第2回基山町まちづくり推進審議会を始めます。

議事録作成のため、録音させていただきます。

議事進行は会長にお願いします。

【会 長】 挨拶

1. 議事

議事 基山町まちづくり基金事業補助金の特例継続事業について

【会 長】 議事に入ります。

事務局は、説明をお願いします。

【事務局】 基山町まちづくり基金事業補助金の特例継続事業について説明します。

— 基山町まちづくり基金事業補助金の特例継続事業について説明 —

【会 長】 ただいま事務局から説明があったとおり、諸般の事情によりこの特例継続事業の中身を少し変更したいということではありますが、委員さんからご意見をお願いします。

【委 員】 4年度からということで、その時もこの審議会に入らせてもらっていらしたので、そのときの経緯も少しは理解してるところですけども、あの時は、継続事業するにしても、特例としての継続で判断していいか、もっと明確な基準を作った方がいいんじゃないかというような話もあってこういうこともあったかなと。もう1つ予算の問題もあったかなというふうに思っているところです。ただ、そもそも基山町の協働のまちづくりが1番、憲法でいうなら1番上でありますよという趣旨から言えば、ここにスタートアップになってるけれども、結局、人件費なんかは自分達がみんなを出して、若干の費用、備品とかを買うのにそれを補いたい、そ

れで協働のまちづくり、本来なら町がしてもいいような事業も自分達も応援しながら一緒にやて行こうという趣旨で皆さんされてるのかなというふうに思うわけです。そういう観点から言うと、町が全部すれば全部町が本当は費用を出さないかん、でも半分ぐらいは自分達もやるから少しは補助・援助してくださいという趣旨でいけば、スタートアップにならなくても営利目的でもなく、協働の精神でやていこうとするならば、もっとずっとある意味応援して予算が足りないなら町の他の予算をつけるとかいう発想はもちろん中にはあるのかなと。そういう意味では、なるべく応援してあげてもいいんじゃないかなというふうに私自身は思ったところです。

【会 長】ありがとうございます。他にございませんか。

【委 員】最終的には、まちづくり活動に寄与しているかどうかということが大きなポイントになるんじゃないかなと思いますので、どちらか1つの条件ということで、については、私は異存ないです。

【会 長】ありがとうございます。他にお願いします。

【委 員】この特例継続事業の文言ですが、今まではこの2つがなければならないということだったが、令和7年度からはどちらかでもいいということなのであれば、何かそういう文言にするとより分かりやすいのかなというふうに思いました。

【事務局】資料でつけさせていただいてる4ページ目は、今現在の募集要領になりますので、今日、委員の皆さんから承認をいただければ、令和7年度の時にはそのように表現を変えて分かりやすいようにしたいと思います。ありがとうございます。

【会 長】他にございませんか。

【事務局】先ほどのご意見ありがとうございます。委員がおっしゃっていただいた継続支援期間については、もうしばらくはスタートアップ3年それからプラス3年の特例でありますステップアップの最大6年間で行っていきたいと考えています。原資に限度があるということ等もありますけれども、この基金だけで賄えない場合は一般財源を入れて実施したという過去の実績もありますので、この事業自体は基金が足りなくなったからそれに合わせていい事業を狭めるということは全く考えていません。きちっとこの制度にのった事業であれば、一般財源も入れながらやっていきたいというふうに思っています。ただ、その期間の延長については、現在、まちづくり基金事業が終了した後に協働事業として欠かせなくて支援が必要であるというものについては、協働の支援をそれぞれの課で独自に取り組んでいます。まちづくり課でも環境の方で実施しています。そのようにこの事業が終わった後もほとんどの団体は継続してやっていただいておりますけれども、基金事業を卒業した後の、さらに活躍ができて町に対しても必要なものであれば、そこは話をさせていただいて何らかの支援をさせていただいて、よりよい町になるようにしていきたいと思います。

【会 長】ありがとうございます。今、ほとんどこの提案には肯定的なご意見ですが、何か言いにくいことがあっても言っていただければ。よろしいでしょうか。

継続のための文言の変更の趣旨は今説明があったとおりで、委員さん方からもご意見をいただきましたので、このことについては、この会では賛成ということでよろしいでしょうか。

【委 員】はい。

【会 長】ありがとうございます。それではこのことにつきましては、承認ということでお願いいたします。議事については以上ということですね。

2. 報告事項

【会 長】それでは2番の報告事項について、事務局からお願いします。

【事務局】令和6年度の町民提案・回答状況についてご説明します。

— 報告事項 令和6年度町民提案・回答状況について説明 —

【会 長】ありがとうございます。では、今12項目について説明がありましたが、お尋ねなどありましたらお願いします。

【委 員】4番目ですね。伊勢前のトラックがゼブラゾーンに停まるっていうところですけど、私、ゼブラゾーンが分からなかったのでもっと見てきたんですけども、確かにあそこに大型が止まったら交通の妨げになるのかなと危険性が高いのになって。あそこには駐車禁止と追い越し禁止の標識が立ってるんですけども、ゼブラゾーンは駐車禁止でもないらしいですよ。なかなか規制するのは難しいと思うんですけども私ある会社に勤めてて鳥栖の倉庫で生活道路と大きい道路とが両方あるんですけど、生活道路の方は会社の従業員は使わないと地域の方と申し入れによって受け入れてるわけですよ。で、ほとんど通らないようにしてます。それでこれも同じように申し入れだと思うんですけど、ゼブラゾーンは駐禁じゃないっていうところからすると、私はあそこのモータープールの中に、トレーラーの荷下し場を1区画作ってもらったらどうかと思います。荷下し1台分の駐車スペースなんかいっぱい私が見た限りではあるように見えたので、その中にトレーラーを入れて荷下ろし場を作ってもらって荷下ろしをやってもらったらどうかと思います。

【会 長】はい、ありがとうございました。警察の方とお話に行かれるんですよ。それはまだですか。

【事務局】今週と聞いています。

【委 員】ちょっと参考意見を言わせてもらおうと、あそこの伊勢前交差点のちょっと先にいつも駐車する人がいたんですよ。従業員の方が。私もまた停まっているかと犬の散歩をしながら、あそこを歩いている感じでした。駐車違反ですよ。僕が、「切

符を切れとは言わないけども、注意してください。ちゃんと指導してあげてください。」って言ったら、警察の方がすぐ行って移動していました。そういうこともありますので、餅は餅屋かもしれませんが、あそこのモータープールの中に荷下ろしの場を作ってもらった方がいいと思います。

【事務局】住民課に伝えます。ありがとうございます。

【委員】漠然とした質問をしてよかったですか。

【会長】どうぞ。

【委員】町道の法面に関わるところとか車の車線のところに停まって邪魔になるとか、全部町に言えばよかとですね。町道の法面の草は全部。私達は全部自分達で片付けよる。町に言ったもんが勝ちということですか。

【事務局】今おっしゃっていただいたように道路の法面の草刈りとかは、ほとんど隣接された農家の方がやってくれたり、また水利権を持ってる方が管理をしていただいているのが現状です。その中で少しずつ出てきているのは、高齢になってもう切れないうところだったり、そもそも田んぼがなくなって、水利権がなくなって側溝等の溝さらいする人がいなくなったというのがあります。この現状を、今それぞれどうされてるかというところと4区みたいに全体で年に2回ぐらい美化活動するときに合わせてやっていただいているところもありますけれども、もう本当誰もする人がいないというところは、こういうふうここに載ってきたりもします。

【委員】本当に出来ないのか。したくないからじゃないのか。。

【事務局】そこは難しいところです。アダプトプログラムの中で、周りでカバーしていただいているところもあるので、そういうところに、登録していただいて、保険も加入しますし、草刈り歯も1枚年に1回配りますので、どうぞ今後ともよろしくお願いしますという形に今やってるんですけど、だんだんする人がいなくなってきていて、まちづくり課のアダプトプログラムではちょっと難しくなって来てるので、建設課や住民課と連携しながら何か考えなきゃいけないなと思ってますけど、実際はする人としらない人がいるという実態もありますので、有償のボランティアに切り替えていこうかっていうのを考えますけども、アダプトプログラムはそもそも美化活動でございますので自由な時間に好きなだけやって、報告も何もいりませんと、活動自体がもうボランティアという形になって、事故の補償はさせてもらってるっていう形なんですけど、それを有償にすると、事前にいついつしますよ、何人出ましたよ、どれだけやりましたよという報告書が必要になりますよ、どうせするならもらった方がいいよとなってどんどん有償に移ってしまうと、今みんなの善意でやっていただいているアダプトプログラムが崩れてしまうというようなことになりかねないので、今協議が途中で止まっているっていうような状況です。今、委員さんおっしゃるように、本当に地域で温度差があります。区にある程度のお金でお願いしてやっていただくという自治体もございますので、そこは考えていきたいと思ってます。ゼブラゾーンの話は少し違いますけど、

国道3号線から立体交差くぐって筑紫野の方に丸幸ラーメンに上がっていくところにも同じようなゾーンがあって、そこも同じようにトラックが止まってたんですけど、それはもう結構ひどかったので、国道事務所がポストコーンを立てて、止めさせないようにした経緯もありましたので、要望として受けさせていただきました。

【委員】難しいですね。基山町は全部負担せないかん将来になっていく。

【会長】いずれにしても相談があれば事務局でまた判断をされるということですね。

【事務局】そうですね。大体要望の場合は区長さんがお持ちになりますので、ある程度区の合意という形がありますので、まちづくり提案できたものは受理をさせていただきます。

【会長】ありがとうございます。他にございませんか。

【委員】10番の要望を取り下げていることで、取り下げってことは何らかの解決があったということですか。

【事務局】9区の川端2組と3組の間に旧農業用水路今はもう農業用水路で使われてないところなんですけど、近くに田口電機工業さんがあって、その工場からの排水がジャバラパイプを通ってるところなんですけど、そこに雑草が生えていて、その雑草をどうにかして欲しいというご要望だったんですけども、それは田口電機さんの方にお話ししてすぐ草刈りをしていただいて解決したので、取り下げされています。

【会長】解決済みということですね。他にございませんか。

私個人的にですけどやっぱり基山町はすごいなと思います。佐賀市に住んでますが、要望しても全然変わりませんから。いずれにしても変わらないにしても検討しています、すぐにしていただけるっていうのは、本当に今ちょっと驚いています。他にありましたらお願いします。もし、またお帰りになって何かあれば事務局へお尋ねいただければと思います。

— 意見無し —

【会長】他にご質問ないようでしたら、3番その他に移ります。

【事務局】次回開催日についてですが、皆様の予定から2月4日（火）15時からはいかがでしょうか。

【会長】では、次回の審議会を令和7年2月4日（火）の15時から開催予定としたいと思います。

～15時00分閉会～

まちづくり審議会条例第6条の規定により、ここに署名する。

令和 6 年 12 月 6 日

会長 (氏名) 渡瀬 浩介

委員 (氏名) 大山 美佐邦

委員 (氏名) 福永 真理子